

第 1 章 環境基本計画とは

1 計画の目的

環境基本計画とは、環境基本法第 1 条に基づき、国が定めた施策に準じて本市が掲げる基本理念をベースに、より良い環境の実現と理想とする環境像、取り組み施策を定めた総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。

環境基本法 第 1 条 (目的)

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 基本理念

本市では、環境基本法第 7 条に基づく市の責務として、本市における様々な環境問題を解決し「美しく駆ける活躍都市 美馬 ～住み続けたいまちをめざして～」の実現に向け、基本的な考え方として以下の 3 点を定めます。

- 人と文化、自然、歴史との共存
- 健全で恵み豊かな環境の維持と発展
- 地球環境の保全

環境基本法 第 7 条 (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 計画の位置付け

環境基本計画は、環境に関する総合的な計画として、上位計画である美馬市総合計画、並びに本市の各種計画との整合性を取ることが必要です。

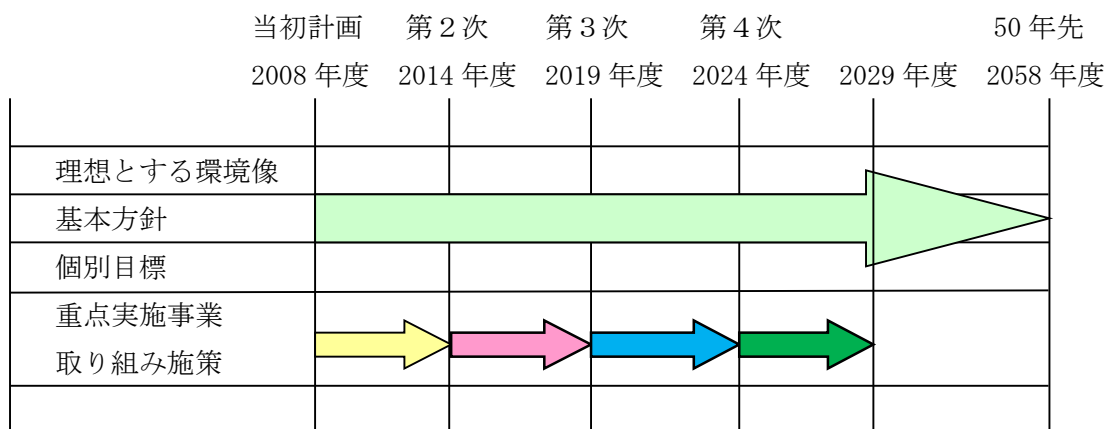
この第4次計画は、本市における他の計画との整合性や取り組みの進捗状況との調整を取るため、また本市の環境や法制度等社会的な状況の変化に応じて当初計画内容の一部について見直し・修正を行うものです。

4 計画の期間

本市では、当初計画策定時に50年先に当たる2058年度を視野に入れた環境の在り方を設定し、その実現に向けた取り組みを推進していきます。

そのうち第3次計画において重点的に取り組む施策の推進期間として設定していた5年間は2024年度（令和6年度）で終了したことから、次の推進期間を2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

- ・ 理想とする環境像：2058年度を視野に設定した環境のイメージ
- ・ 基本方針：本市において実現すべき環境づくりの方向性
- ・ 個別目標：2058年度を視野に入れた取り組みの考え方
- ・ 重点実施事業：2029年（令和11年度）までの5年間に緊急に取り組むプロジェクト
- ・ 取り組み施策：2029年（令和11年度）までの5年間に取り組みを進める具体的な施策



5 計画の対象地域

計画の対象地域は、美馬市全域とします。

なお、環境には市町村界、都道府県界、国境はないことから、市域を越えた広域的な考え方や協力体制についても、対象としていくものとします。

6 対象とする環境の範囲

環境問題は、私たちの生活のありとあらゆる側面と関連があり、その対象とすべき範囲は非常に広いものです。

それぞれに含まれる様々な要素と、それらの相互関係とがおりなす複雑多岐にわたる環境を考えながら、計画で取り上げていく取り組み内容を検討していくものとします。

対象とする環境の範囲と要素は次のとおりです。

環境の範囲	環 境 の 要 素
生活環境	水質、大気、悪臭、騒音、振動、有害化学物質など
自然環境	気象、地形、地質、動植物、自然景観など
快適環境	土地利用、都市環境、歴史的・文化的環境など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、廃棄物など

7 計画の主体と役割

本市における様々な環境問題の解決にあたっては、市・市民・事業者の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して、自主的・積極的に行動・協力して取り組むことが必要となります。

市の役割

環境の保全及び創造に関する基本的な施策を策定し、実施するとともに、市民や事業者の環境美化意識向上に取り組み、大気汚染や騒音等の発生防止に向け、指導や啓発活動を行います。

また、4R活動の普及啓発によりごみの減量化を推進するとともに、省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの利用促進を通じて温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

市民の役割

日常生活の一つひとつの行動が環境と深く関わっていることを理解・認識し、リサイクル製品の積極的な利用やごみの分別を徹底、家庭でできる省エネ活動に努めましょう。

不法投棄やペットのふん害を無くすため、住民一人ひとりがモラル向上に努め、不法投棄等を防ぐため、地域の環境美化に努めましょう。

事業者の役割

リサイクル製品の製造、販売、使用等や4R活動の推進により廃棄物の排出抑制や減量化に努めましょう。

工場や事業場から発生する騒音や振動等について、法令や規制基準を遵守し、公害の発生防止に努めましょう。

民間団体の役割

環境に関わる活動の実施の有無に関わらず環境への負荷を抑え、市や地域住民、事業者とともに地域環境の適正化に取り組みましょう。

8 計画策定の経緯

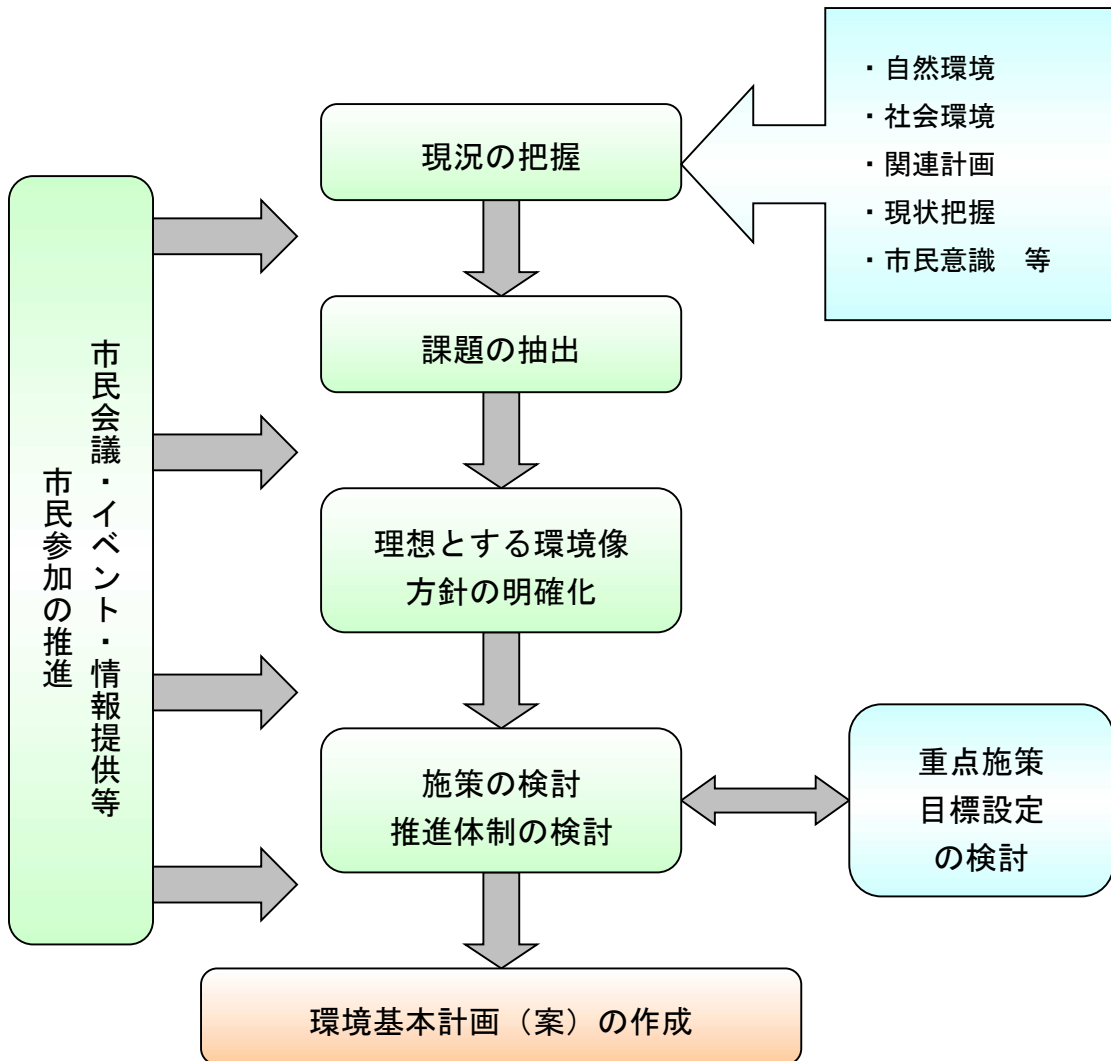
(1) 計画策定の考え方

当初計画策定においては、下記を基本的な考え方として検討を進めました。第4次計画においても基本的な考え方に変更はありません。

- ・ 長期的な視点をもった計画づくり
- ・ 地域特性を活かした計画づくり
- ・ 市民をはじめ、各種団体の参加による計画づくり
- ・ 計画策定後の仕組み、体制づくり

(2) 計画策定の流れ

計画策定の流れを下図に示します。



9 計画策定の体制（当初計画）

当初計画は、下図の体制により計画策定に向けた検討等が行われました。

第4次計画は、美馬市環境推進市民会議での各種実施事業の検証や、今後の本市における環境施策に関する提言を基に見直し内容を検討しました。

